

## 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告について

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づき、令和7年12月9日、教育長の臨時代理により、教育委員会規則の改正について処理をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 臨時代理により処理した理由

今般、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」並びに「杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」（以下、これらの条例を「改正給与条例」という。）が、12月5日に可決され、同日に公布された。

改正給与条例は、その施行期日が同月11日であり、その内容を実施するためには、同日までに次の4つの規則改正をする必要が生じたが、教育委員会を招集するいとまがないため、教育長の臨時代理により規則改正を行った。

### 2 臨時代理により処理した規則

	規則名（規則番号）	改正内容
1	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第43号）	給料表の改定に対応するための別表第3「昇格時対応号給表」の改正
2	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（第44号）	支給割合の引き上げに伴う年間の支給月数の「0.025月」引き上げ
3	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（第45号）	給料表の改定に伴う「給料の調整額」の改定
4	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（第46号）	支給割合の引き上げに伴う年間の支給月数の「0.025月」引き上げ

### 3 規則の内容

別紙のとおり

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第43号

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）  
昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	25	30
43	3	26	31
44	4	26	32
45	5	27	33
46	6	27	33
47	7	28	34
48	8	28	34
49	9	29	35
50	10	30	35

51	11	31	36
52	12	32	36
53	13	33	37
54	14	33	38
55	15	34	39
56	16	34	40
57	17	35	41
58	18	35	41
59	19	36	42
60	20	36	42
61	21	37	43
62	22	37	43
63	23	38	44
64	24	38	44
65	25	39	45
66	26	39	46
67	27	40	47
68	28	40	48
69	29	41	49
70	30	41	50
71	31	42	51
72	32	42	52
73	33	43	53
74	34	43	54
75	35	44	55
76	36	44	56
77	37	45	57
78	38	45	57
79	39	46	58
80	40	46	58
81	41	47	59
82	41	47	59
83	42	48	60
84	42	48	60
85	43	49	61
86	43	50	62
87	44	51	63
88	44	52	64
89	45	53	65
90	46	53	66
91	47	54	67
92	48	54	68
93	49	55	69
94	50	55	70
95	51	56	71
96	52	56	72
97	53	57	73
98	53	58	74
99	54	59	75
100	54	60	76
101	55	61	77
102	55	62	77
103	56	63	78
104	56	64	78
105	57	65	79

106	58	65	79
107	59	66	80
108	60	66	80
109	61	67	81
110	61	67	82
111	62	68	83
112	62	68	84
113	63	69	85
114	63	70	
115	64	71	
116	64	72	
117	65	73	
118	65	74	
119	66	75	
120	66	76	
121	67	77	
122	67	77	
123	68	78	
124	68	78	
125	69	79	
126	69	79	
127	70	80	
128	70	80	
129	71	81	
130	71		
131	72		
132	72		
133	73		
134	73		
135	74		
136	74		
137	75		
138	75		
139	76		
140	76		
141	77		
142	77		
143	78		
144	78		
145	79		
146	79		
147	80		
148	80		
149	81		
150	82		
151	83		
152	84		
153	85		
154	85		
155	86		
156	86		
157	87		
158	87		
159	88		
160	88		

161	89		
162	90		
163	91		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

## 附 則

この規則は、令和7年12月11日から施行し、この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 (※別表第3の全部を改正するものであるが、改正の前後で差異がある箇所を太字下線としている。)

新				旧			
(昇格の場合の号給)				(昇格の場合の号給)			
第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。				第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。			
2 略				2 略			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
昇格時対応号給表				昇格時対応号給表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級	号給	2級	3級	4級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	1
3	1	1	1	3	1	1	1
4	1	1	1	4	1	1	1
5	1	1	1	5	1	1	1
6	1	1	1	6	1	1	1
7	1	1	1	7	1	1	1
8	1	1	1	8	1	1	1
9	1	1	1	9	1	1	1
10	1	1	1	10	1	1	1
11	1	1	1	11	1	1	1
12	1	1	1	12	1	1	1

新				旧			
13	1	1	1	13	1	1	1
14	1	1	2	14	1	1	2
15	1	1	3	15	1	1	3
16	1	1	4	16	1	1	4
17	1	1	5	17	1	1	5
18	1	2	6	18	1	2	6
19	1	3	7	19	1	3	7
20	1	4	8	20	1	4	8
21	1	5	9	21	1	5	9
22	1	6	10	22	1	6	10
23	1	7	11	23	1	7	11
24	1	8	12	24	1	8	12
25	1	9	13	25	1	9	13
26	1	10	14	26	1	10	14
27	1	11	15	27	1	11	15
28	1	12	16	28	1	12	16
29	1	13	17	29	1	13	17
30	1	14	18	30	1	14	18
31	1	15	19	31	1	15	19
32	1	16	20	32	1	16	20
33	1	17	21	33	1	17	21
34	1	18	22	34	1	18	22
35	1	19	23	35	1	19	23
36	1	20	24	36	1	20	24
37	1	21	25	37	1	21	25
38	1	22	26	38	1	22	26
39	1	23	27	39	1	23	27

新				旧			
40	1	24	28	40	1	24	28
41	1	25	29	41	1	25	29
42	2	<b><u>25</u></b>	30	42	2	<b><u>26</u></b>	30
43	3	<b><u>26</u></b>	31	43	3	<b><u>27</u></b>	31
44	4	<b><u>26</u></b>	32	44	4	<b><u>28</u></b>	32
45	5	<b><u>27</u></b>	33	45	5	<b><u>29</u></b>	33
46	6	<b><u>27</u></b>	<b><u>33</u></b>	46	6	<b><u>29</u></b>	<b><u>34</u></b>
47	7	<b><u>28</u></b>	<b><u>34</u></b>	47	7	<b><u>30</u></b>	<b><u>35</u></b>
48	8	<b><u>28</u></b>	<b><u>34</u></b>	48	8	<b><u>30</u></b>	<b><u>36</u></b>
49	9	<b><u>29</u></b>	<b><u>35</u></b>	49	9	<b><u>31</u></b>	<b><u>37</u></b>
50	10	<b><u>30</u></b>	<b><u>35</u></b>	50	10	<b><u>31</u></b>	<b><u>37</u></b>
51	11	<b><u>31</u></b>	<b><u>36</u></b>	51	11	<b><u>32</u></b>	<b><u>38</u></b>
52	12	32	<b><u>36</u></b>	52	12	32	<b><u>38</u></b>
53	13	33	<b><u>37</u></b>	53	13	33	<b><u>39</u></b>
54	14	<b><u>33</u></b>	<b><u>38</u></b>	54	14	<b><u>34</u></b>	<b><u>39</u></b>
55	15	<b><u>34</u></b>	<b><u>39</u></b>	55	15	<b><u>35</u></b>	<b><u>40</u></b>
56	16	<b><u>34</u></b>	40	56	16	<b><u>36</u></b>	40
57	17	<b><u>35</u></b>	41	57	17	<b><u>37</u></b>	41
58	18	<b><u>35</u></b>	<b><u>41</u></b>	58	18	<b><u>37</u></b>	<b><u>42</u></b>
59	19	<b><u>36</u></b>	<b><u>42</u></b>	59	19	<b><u>38</u></b>	<b><u>43</u></b>
60	20	<b><u>36</u></b>	<b><u>42</u></b>	60	20	<b><u>38</u></b>	<b><u>44</u></b>
61	21	<b><u>37</u></b>	<b><u>43</u></b>	61	21	<b><u>39</u></b>	<b><u>45</u></b>
62	22	<b><u>37</u></b>	<b><u>43</u></b>	62	22	<b><u>39</u></b>	<b><u>45</u></b>
63	23	<b><u>38</u></b>	<b><u>44</u></b>	63	23	<b><u>40</u></b>	<b><u>46</u></b>
64	24	<b><u>38</u></b>	<b><u>44</u></b>	64	24	<b><u>40</u></b>	<b><u>46</u></b>
65	25	<b><u>39</u></b>	<b><u>45</u></b>	65	25	<b><u>41</u></b>	<b><u>47</u></b>
66	26	<b><u>39</u></b>	<b><u>46</u></b>	66	26	<b><u>41</u></b>	<b><u>47</u></b>

新				旧			
67	27	<u>40</u>	<u>47</u>	67	27	<u>42</u>	<u>48</u>
68	28	<u>40</u>	48	68	28	<u>42</u>	48
69	29	<u>41</u>	49	69	29	<u>43</u>	49
70	30	<u>41</u>	50	70	30	<u>43</u>	50
71	31	<u>42</u>	51	71	31	<u>44</u>	51
72	32	<u>42</u>	52	72	32	<u>44</u>	52
73	33	<u>43</u>	53	73	33	<u>45</u>	53
74	34	<u>43</u>	54	74	34	<u>46</u>	54
75	35	<u>44</u>	55	75	35	<u>47</u>	55
76	36	<u>44</u>	56	76	36	<u>48</u>	56
77	37	<u>45</u>	57	77	37	<u>49</u>	57
78	38	<u>45</u>	<u>57</u>	78	38	<u>50</u>	<u>58</u>
79	39	<u>46</u>	<u>58</u>	79	39	<u>51</u>	<u>59</u>
80	40	<u>46</u>	<u>58</u>	80	40	<u>52</u>	<u>60</u>
81	41	<u>47</u>	<u>59</u>	81	41	<u>53</u>	<u>61</u>
82	<u>41</u>	<u>47</u>	<u>59</u>	82	<u>42</u>	<u>53</u>	<u>61</u>
83	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	83	<u>43</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
84	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	84	<u>44</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
85	<u>43</u>	<u>49</u>	<u>61</u>	85	<u>45</u>	<u>55</u>	<u>63</u>
86	<u>43</u>	<u>50</u>	<u>62</u>	86	<u>46</u>	<u>55</u>	<u>63</u>
87	<u>44</u>	<u>51</u>	<u>63</u>	87	<u>47</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
88	<u>44</u>	<u>52</u>	64	88	<u>48</u>	<u>56</u>	64
89	<u>45</u>	<u>53</u>	65	89	<u>49</u>	<u>57</u>	65
90	<u>46</u>	<u>53</u>	66	90	<u>50</u>	<u>58</u>	66
91	<u>47</u>	<u>54</u>	67	91	<u>51</u>	<u>59</u>	67
92	<u>48</u>	<u>54</u>	68	92	<u>52</u>	<u>60</u>	68
93	<u>49</u>	<u>55</u>	69	93	<u>53</u>	<u>61</u>	69

新				旧			
94	<u>50</u>	<u>55</u>	70	94	<u>53</u>	<u>61</u>	70
95	<u>51</u>	<u>56</u>	71	95	<u>54</u>	<u>62</u>	71
96	<u>52</u>	<u>56</u>	72	96	<u>54</u>	<u>62</u>	72
97	<u>53</u>	<u>57</u>	73	97	<u>55</u>	<u>63</u>	73
98	<u>53</u>	<u>58</u>	74	98	<u>55</u>	<u>63</u>	74
99	<u>54</u>	<u>59</u>	75	99	<u>56</u>	<u>64</u>	75
100	<u>54</u>	<u>60</u>	76	100	<u>56</u>	<u>64</u>	76
101	<u>55</u>	<u>61</u>	77	101	<u>57</u>	<u>65</u>	77
102	<u>55</u>	<u>62</u>	<u>77</u>	102	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>78</u>
103	<u>56</u>	<u>63</u>	<u>78</u>	103	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>79</u>
104	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>78</u>	104	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>80</u>
105	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>79</u>	105	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>81</u>
106	<u>58</u>	<u>65</u>	<u>79</u>	106	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>81</u>
107	<u>59</u>	<u>66</u>	<u>80</u>	107	<u>62</u>	<u>71</u>	<u>82</u>
108	<u>60</u>	<u>66</u>	<u>80</u>	108	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>82</u>
109	<u>61</u>	<u>67</u>	<u>81</u>	109	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>83</u>
110	<u>61</u>	<u>67</u>	<u>82</u>	110	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>83</u>
111	<u>62</u>	<u>68</u>	<u>83</u>	111	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>84</u>
112	<u>62</u>	<u>68</u>	84	112	<u>64</u>	<u>76</u>	84
113	<u>63</u>	<u>69</u>	85	113	<u>65</u>	<u>77</u>	85
114	<u>63</u>	<u>70</u>		114	<u>65</u>	<u>77</u>	
115	<u>64</u>	<u>71</u>		115	<u>66</u>	<u>78</u>	
116	<u>64</u>	<u>72</u>		116	<u>66</u>	<u>78</u>	
117	<u>65</u>	<u>73</u>		117	<u>67</u>	<u>79</u>	
118	<u>65</u>	<u>74</u>		118	<u>67</u>	<u>79</u>	
119	<u>66</u>	<u>75</u>		119	<u>68</u>	<u>80</u>	
120	<u>66</u>	<u>76</u>		120	<u>68</u>	<u>80</u>	

新				旧			
121	<u>67</u>	<u>77</u>		121	<u>69</u>	<u>81</u>	
122	<u>67</u>	<u>77</u>		122	<u>69</u>	<u>82</u>	
123	<u>68</u>	<u>78</u>		123	<u>70</u>	<u>83</u>	
124	<u>68</u>	<u>78</u>		124	<u>70</u>	<u>84</u>	
125	<u>69</u>	<u>79</u>		125	<u>71</u>	<u>85</u>	
126	<u>69</u>	<u>79</u>		126	<u>71</u>	<u>86</u>	
127	<u>70</u>	<u>80</u>		127	<u>72</u>	<u>87</u>	
128	<u>70</u>	<u>80</u>		128	<u>72</u>	<u>88</u>	
129	<u>71</u>	<u>81</u>		129	<u>73</u>	<u>89</u>	
130	<u>71</u>			130	<u>73</u>		
131	<u>72</u>			131	<u>74</u>		
132	<u>72</u>			132	<u>74</u>		
133	<u>73</u>			133	<u>75</u>		
134	<u>73</u>			134	<u>75</u>		
135	<u>74</u>			135	<u>76</u>		
136	<u>74</u>			136	<u>76</u>		
137	<u>75</u>			137	<u>77</u>		
138	<u>75</u>			138	<u>77</u>		
139	<u>76</u>			139	<u>78</u>		
140	<u>76</u>			140	<u>78</u>		
141	<u>77</u>			141	<u>79</u>		
142	<u>77</u>			142	<u>79</u>		
143	<u>78</u>			143	<u>80</u>		
144	<u>78</u>			144	<u>80</u>		
145	<u>79</u>			145	<u>81</u>		
146	<u>79</u>			146	<u>81</u>		
147	<u>80</u>			147	<u>82</u>		

新				旧			
148	<b><u>80</u></b>			148	<b><u>82</u></b>		
149	<b><u>81</u></b>			149	<b><u>83</u></b>		
150	<b><u>82</u></b>			150	<b><u>83</u></b>		
151	<b><u>83</u></b>			151	<b><u>84</u></b>		
152	84			152	84		
153	85			153	85		
154	<b><u>85</u></b>			154	<b><u>86</u></b>		
155	<b><u>86</u></b>			155	<b><u>87</u></b>		
156	<b><u>86</u></b>			156	<b><u>88</u></b>		
157	<b><u>87</u></b>			157	<b><u>89</u></b>		
158	<b><u>87</u></b>			158	<b><u>89</u></b>		
159	<b><u>88</u></b>			159	<b><u>90</u></b>		
160	<b><u>88</u></b>			160	<b><u>90</u></b>		
161	<b><u>89</u></b>			161	<b><u>91</u></b>		
162	<b><u>90</u></b>			162	<b><u>91</u></b>		
163	<b><u>91</u></b>			163	<b><u>92</u></b>		
164	92			164	92		
165	93			165	93		
166	94			166	94		
167	95			167	95		
168	96			168	96		
169	97			169	97		

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第44号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

## 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <b>100分の120</b> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の137.5</b>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <b>100分の60</b> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の68.75</b>)</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <b>100分の117.5</b> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の135</b>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <b>100分の57.5</b> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の66.25</b>)</p> <p>2及び3 略</p>

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

#### 杉並区教育委員会規則第45号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1級	12,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給11,203円、2号給11,280円、3号給11,363円、4号給11,445円、 5号給11,528円、6号給11,632円、7号給11,737円、8号給11,841円、 9号給11,946円、10号給12,061円
2級	14,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給13,288円、2号給13,414円、3号給13,535円、4号給13,656円、 5号給13,777円、6号給13,898円、7号給14,019円、8号給14,140円、 9号給14,261円、10号給14,355円、11号給14,443円、12号給14,531円
3級	15,700円
4級	16,200円
5級	17,000円

#### 別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
------	----

1 級	8,600円
2 級	10,900円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給10,872円
3 級	11,700円
4 級	12,100円
5 級	12,600円

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 (※別表第1及び別表第2の全部を改正するものであるが、改正の前後で差異がある箇所を太字下線としている。)

新	旧								
<p>杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則 (給料の調整額)</p> <p>第2条 条例第12条第1項第2号の規定により給料の調整額を支給する職員は、特別支援学級の授業を担当する職員とする。</p> <p>第3条 給料の調整額は、次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあってはその額に杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 特別支援学級の授業を担当する職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第2に掲げる額</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td><b>12,100円</b>。ただし、次の号給の職員にあっては、次の</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	定額	1級	<b>12,100円</b> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の	<p>杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則 (給料の調整額)</p> <p>第2条 条例第12条第1項第2号の規定により給料の調整額を支給する職員は、特別支援学級の授業を担当する職員とする。</p> <p>第3条 給料の調整額は、次の各号に掲げる職員につき、それぞれ当該各号に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあってはその額に杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 特別支援学級の授業を担当する職員 当該職員に適用される職務の級に応じた別表第2に掲げる額</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td><b>11,800円</b>。ただし、次の号給の職員にあっては、次の</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	定額	1級	<b>11,800円</b> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の
職務の級	定額								
1級	<b>12,100円</b> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の								
職務の級	定額								
1級	<b>11,800円</b> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の								

新		旧	
	額とする。 1号給 <u>11,203円</u> 、2号給 <u>11,280円</u> 、3号給 <u>11,363円</u> 、 4号給 <u>11,445円</u> 、5号給 <u>11,528円</u> 、6号給 <u>11,632円</u> 、 7号給 <u>11,737円</u> 、8号給 <u>11,841円</u> 、9号給 <u>11,946円</u> 、 10号給 <u>12,061円</u>		額とする。 1号給 <u>10,527円</u> 、2号給 <u>10,598円</u> 、3号給 <u>10,670円</u> 、 4号給 <u>10,741円</u> 、5号給 <u>10,818円</u> 、6号給 <u>10,906円</u> 、 7号給 <u>11,000円</u> 、8号給 <u>11,099円</u> 、9号給 <u>11,198円</u> 、 10号給 <u>11,302円</u> 、11号給 <u>11,412円</u> 、12号給 <u>11,528円</u> 、 13号給 <u>11,638円</u> 、14号給 <u>11,742円</u>
2級	<u>14,600円</u> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 <u>13,288円</u> 、2号給 <u>13,414円</u> 、3号給 <u>13,535円</u> 、 4号給 <u>13,656円</u> 、5号給 <u>13,777円</u> 、6号給 <u>13,898円</u> 、 7号給 <u>14,019円</u> 、8号給 <u>14,140円</u> 、9号給 <u>14,261円</u> 、 10号給 <u>14,355円</u> 、11号給 <u>14,443円</u> 、12号給 <u>14,531円</u>	2級	<u>14,400円</u> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 <u>12,408円</u> 、2号給 <u>12,518円</u> 、3号給 <u>12,628円</u> 、 4号給 <u>12,738円</u> 、5号給 <u>12,848円</u> 、6号給 <u>12,963円</u> 、 7号給 <u>13,073円</u> 、8号給 <u>13,183円</u> 、9号給 <u>13,293円</u> 、 10号給 <u>13,387円</u> 、11号給 <u>13,480円</u> 、12号給 <u>13,574円</u> 、 13号給 <u>13,662円</u> 、14号給 <u>13,755円</u> 、15号給 <u>13,849円</u> 、 16号給 <u>13,942円</u> 、17号給 <u>14,041円</u> 、18号給 <u>14,140円</u> 、 19号給 <u>14,239円</u> 、20号給 <u>14,338円</u>
3級	<u>15,700円</u>	3級	<u>15,100円</u>
4級	<u>16,200円</u>	4級	<u>15,500円</u>
5級	<u>17,000円</u>	5級	<u>16,200円</u>

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1級	<u>8,600円</u>
2級	<u>10,900円</u> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 <u>10,872円</u>
3級	<u>11,700円</u>

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1級	<u>8,300円</u>
2級	<u>10,800円</u> 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 <u>10,152円</u> 、2号給 <u>10,242円</u> 、3号給 <u>10,332円</u> 、 4号給 <u>10,422円</u> 、5号給 <u>10,512円</u> 、6号給 <u>10,606円</u> 、 7号給 <u>10,696円</u> 、8号給 <u>10,786円</u>
3級	<u>11,300円</u>

新		旧	
4級	<b>12,100円</b>	4級	<b>11,600円</b>
5級	<b>12,600円</b>	5級	<b>11,900円</b>

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第46号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

## 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <b>100分の120</b>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の137.5</b>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <b>100分の60</b>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の68.75</b>）</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第32条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <b>100分の117.5</b>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の135</b>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <b>100分の57.5</b>（条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<b>100分の66.25</b>）</p> <p>2及び3 略</p>